

【令和 9 年度】

大山崎町内保育所等入所のご案内

（ 4 月一斉入所申込用）

【お問い合わせ】

大山崎町 健康福祉部 福祉課 児童福祉係

〒618-8501

京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地

TEL 075-956-2101（内線181／184／185）

1. 申込受付について

受 付 期 間	令和8年11月2日（月）～6日（金） ※祝日除く ※期間外の受付は、事情にかかわらず一切行わないため、必ず期間内に提出ください。 ※例年受付初日、特に午前中は大変混み合い、お待ちいただく場合があります。初日以外の申込にご協力いただきますようお願いいたします。 ※上記期間内の申込であれば申込順序は入所審査に影響しません。
受 付 時 間	午前の部： 9時～12時 午後の部：13時～16時 夕方の部：17時～19時 ※12時～13時 及び、16時～17時は受付しません。
受 付 場 所	大山崎町役場1階 第1会議室 （役場1階6番窓口の向かい側） ※夕方の部（17時～19時）に申込に来られる場合は、庁舎正面玄関が閉まっている場合がありますので、庁舎北側の通用口からお入りください。

2. 保育所等入所申込等にあたっての注意事項

必ずご一読、ご確認をお願いします。

(1) 入所申込手続きに係る注意事項

- ① 保育所・小規模保育施設（以下「保育所等」といいます。）へ入所申込できるのは、保護者のいずれもが保育所等への入所要件（4ページ参照）に該当し、家庭で保育をすることができない、大山崎町内に住所を有する児童（令和9年4月1日以前に大山崎町内に転入予定の児童も含む）です。
- ② 令和9年4月から保育所等に入所を希望される方は、入所申込に必要な書類を受付期間中に提出してください（受付期間中であれば、提出順は保育の必要性の支給認定や利用調整に影響しません）。
- ③ 申込受付時に必要事項の聴取を行いますので、ご家庭の状況などについて責任をもって応答できる方が申込を行ってください（郵送は不可とします）。
- ④ 申込時点では育児休業中の方も、入所時点で職場復帰を予定されている場合（4月中に職場復帰することが必要）は入所申込が可能です。
- ⑤ 入所申込書類に不備や不足があると受付できない場合があります。
- ⑥ やむを得ない事情により、入所申込の受付期間中に入所申込書類を持参できない場合は、福祉課児童福祉係まで事前にご相談ください。
- ⑦ 入所申込者が多数の場合は、入所希望の保育所等に入所できない場合や入所保留となる場合があります。
- ⑧ 入所申込書類の内容に虚偽があった場合は、入所決定を取り消す場合があります。
- ⑨ 入所申込後や利用調整後（入所内定通知後）の辞退は、保育所等や他の申込者にとって迷惑となりますので、申込の際には十分にご検討いただき、辞退することのないよう注意してください。
- ⑩ 入所申込後に、保護者の保育を必要とする事由（4ページ参照）、住所、世帯状況等に変更が生じた場合は、直ちに福祉課児童福祉係へお申し出ください。
- ⑪ 4月一斉入所申込受付分の利用調整後（入所内定通知後）に、入所辞退等があった場合も再度の利用調整はしません。

(2) 利用調整後（入所内定通知後）または入所後の注意事項

- ① 利用調整後（入所内定通知後）または入所後に、保護者の保育を必要とする事由（4ページ参照）、住所、世帯状況等に変更が生じた場合は、直ちに福祉課児童福祉係または入所している保育所等へお申し出ください。
妊娠が判明した場合は、出産予定日の8週間前までに母子健康手帳（親子健康手帳）の写し（表紙と出産予定日が記載されたページ）を、出産後に育児休業を取得する場合は、出産後8週間以内に育児休業取得期間が記載された就労証明書（指定様式）を提出してください。
- ② 利用調整後（入所内定通知後）または入所後に、保護者の保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、入所決定の取り消しまたは退所となります。

(3) 入所後の注意事項

- ① 年度途中に大山崎町内の他の保育所等へ転園はできませんが、入所している保育所等を退所し、新たに入所申込をすることは可能です。
- ② 保育を必要とする状況の確認のため、年度途中に就労証明書等の保育を必要とする事由の証明書類を提出していただく場合があります。
- ③ 保育所等の休所日は、日曜日・祝日・振替休日・年末年始になりますが、気象警報等発令や感染症対策等のため、臨時で休所となる場合があります。また、年度末及び年度初め、お盆期間の申込保育期間等は、ご家庭で保育をお願いする場合があります。

3. 入所申込後から入所までの流れ

保 育 の 必 要 性 の 支 給 認 定	提出書類、聴取内容に基づき、保育の必要性に応じた支給認定を行います。 ※4 ページ参照
利 用 調 整 (入 所 内 定)	保育の必要性を認定した子どもの中から、その程度の高い順に利用調整（入所内定）を行い、保護者に郵送により通知します（令和9年1月下旬予定）。 その際には、支給認定証と利用調整結果通知書を送付します。
入 所 保 留 と な っ た 場 合	定員超過により入所保留となった場合は、その旨を郵送により通知します（令和9年1月下旬予定）。 なお、この場合には、それ以後に、入所を希望する保育所等の定員に空きが生じた場合に、町から保護者の方へ入所の意向を電話等で聴取させていただきます。 ※入所保留の有効期間は、令和9年度内です。
入 所 説 明 会 (入 所 決 定)	利用調整（入所内定）された保育所等にて、入所説明会を実施しますのでご出席ください。 ※入所説明会の開催日程については、申込受付時にお知らせする予定です。 ※入所説明会等、必要な手続きを経て正式に入所決定となります。
入 所	入所後、一定期間（保育所等によって異なります）慣らし保育が実施されます。

4. 保育所等への入所要件

保育所等へ入所申込できるのは、保護者のいずれもが、(2)「保育の必要性」の支給認定について、に記載している「保育を必要とする事由」に該当し、家庭で保育をすることができない、大山崎町内に住所を有する児童（令和9年4月1日以前に大山崎町内に転入予定の児童を含む）です。

(1) 入所対象児童の年齢区分について

年 齢	対象範囲
0 歳児	令和8年4月2日～（※）
1 歳児	令和7年4月2日～令和8年4月1日生まれ
2 歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日生まれ
3 歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれ
4 歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ
5 歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ

※0歳児の受入について

- ・大山崎町立各保育所、ひかり保育園大山崎町は、令和8年10月1日生まれ以前の児童が対象です。
- ・大山崎さくらの里保育園は、出産予定日が令和9年2月3日以前の児童も申込できます。ただし、令和9年2月4日以後に出産された場合は、5月以降の入所になります。（入所できるのは生後57日以降）。

(2) 「保育の必要性」の支給認定について

保育所等に入所する際には、「保育の必要性」の支給認定を受ける必要があります。

① 保育を必要とする事由について

「保育を必要とする」とは、保護者のいずれもが以下に該当する場合です。

保育を必要とする事由	有効期間
就労（自営業・農業・内職を含む） ※月64時間以上労働することを常態としている場合	小学校就学まで ※保育の必要性がなくなった場合はその期間
妊娠・出産	出産予定日の8週間前（多胎妊娠の場合は14週間）から出産後8週間経過後の翌日が属する月の末日まで ※小学校就学までの方が短い場合はその期間
疾病・障がい	小学校就学まで ※保育の必要性がなくなった場合はその期間
同居親族（長時間入院等をしている親族を含む）の常時介護・看護 ※介護・看護に要する時間が月64時間以上である場合	小学校就学まで ※保育の必要性がなくなった場合はその期間
災害復旧	小学校就学まで ※保育の必要性がなくなった場合はその期間
求職活動 （起業準備・雇用保険受給中を含む）	入所後90日後が属する月の末日まで 雇用保険受給中の場合は、受給期間満了日が属する月の末日まで ※小学校就学までの方が短い場合はその期間
就学（職業訓練を含む）	卒業（修了）予定年月日が属する月の末日まで ※小学校就学までの方が短い場合はその期間
育児休業 ※ただし、育児休業取得中の新規入所はできません	育児休業終了日が属する月の末日まで ※小学校就学までの方が短い場合はその期間

②支給認定の区分について

支給認定には「年齢に関する区分」と「保育の必要量（保育施設利用可能時間）に関する区分」があります。

ア 年齢に関する区分

保育所等を利用する子どもは「2号認定」か「3号認定」を受けた子どもとなります。

2 号 認 定	満3歳以上小学校就学前で、保護者の就労等により保育を必要とする子ども
3 号 認 定	満3歳未満で、保護者の就労等により保育を必要とする子ども

イ 保育の必要量（保育施設利用可能時間）に関する区分

保育所等において、それぞれ標準時間・短時間の利用の時間帯が設定されることとなり、認定区分に応じた時間帯の範囲で利用することができます。

保育の必要量（保育施設利用可能時間）は、「保育を必要とする事由」の種類により異なります。

なお、保育標準時間と保育短時間で、保育料が異なります。

【保育標準時間と保育短時間の違い】

保 育 標 準 時 間	保育の必要量（利用可能時間）が最大11時間の子ども ※「保育標準時間」の子どもの保育の利用可能時間は、あくまで保育の必要性がある時間帯のみであり、全員が11時間利用できるわけではありません。 ※京都先端科学大学附属みどりの丘保育園のみ、保育標準時間が異なります。
保 育 短 時 間	保育の必要量（利用可能時間）が最大8時間の子ども

【保育を必要とする事由別の保育の必要量（保育所等利用可能時間）の区分】

保育を必要とする事由	認定区分	
	保育標準時間	保育短時間
就労（自営業・農業・内職を含む）	就労時間＋通勤時間により判断	
妊娠・出産	○	保護者の希望により可
疾病・障がい	申請内容により可	○
同居親族（長時間入院等をしている親族を含む）の常時介護・看護	申請内容により可	○
災害復旧	○	保護者の希望により可
求職活動 （起業準備・雇用保険受給中を含む）	申請内容により可	○
就学（職業訓練を含む）	就学時間＋通学時間により判断	
育児休業	—	○

5. 入所申込書類について

(1) 入所申込書類一覧

次の①、②、③の書類は、全ての方にご提出いただきます。④の書類は必要な方のみです。

入所申込書類の内容について、確認すべき事項がある場合は、ご家庭や勤務先等にお問い合わせすることがありますので、予めご了承ください。

入所申込書類一覧
① 令和9年度施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（※）
② 令和9年度保育所等入所申込書（※）
③ 「保育を必要とする事由」を証明する書類（(2)をご参照ください）
④ 住所異動に関する確約書（入所申込時点で他市町村に住所を有している方）

※①、②の書類には個人番号（マイナンバー）を記入する欄がありますので、記入漏れに注意してください。

(2) 「保育を必要とする事由」を証明する書類について

証明書類等について、入所申込児童が2名以上である場合は、年齢が上の児童（年長児童）に原本を添付していただき、他の児童については写しで構いません。

なお、就労証明書等は、提出日の3ヶ月以内に発行されたもののみ有効です。

保育を必要とする事由	保育を必要とする事由を証明する書類
就労（自営業・農業・内職を含む）	就労証明書（指定様式） ※新様式の使用をお願いします。 ※ただし自営業、農業、内職の方は就労証明書の他、次の書類が必要です。 【自営業】 ①スケジュール申告書（指定様式） ②開業届の写し又は確定申告書の写し（税務署で取得可）等事業の内容を証明する書類 【内職】 ①スケジュール申告書（指定様式） 【農業】 ①スケジュール申告書（指定様式） ②農業申立書（指定様式）
妊娠・出産	母子健康手帳（親子健康手帳）の写し （表紙と出産予定日が記載されたページ）
疾病・障がい	次のいずれか1つ ①診断書（指定様式）②障害者手帳の写し
同居親族（長時間入院等をしている親族を含む）の常時介護・看護	①介護・看護状況申告書（指定様式） ②スケジュール申告書（指定様式） ③介護・看護される方の状態のわかる書類 （診断書、障害者手帳、介護保険被保険者証の写しのいずれか一つ）
災害復旧	罹災証明書
求職活動（起業準備・雇用保険受給中を含む）	①就労誓約書（指定様式） ②雇用保険受給中の場合、雇用保険受給資格者証の写し
就学（職業訓練を含む）	①在学証明書（就学している又は就学することがわかる書類） ②履修表（時間割表） （ない場合はスケジュール申告書（指定様式））

※ この他、必要に応じて証明書類等の提出をお願いする場合があります。

6. 町内の保育所・小規模保育施設について

保育所等によって、保育方針や取り組み、保育料以外に必要な費用は異なります。詳細は、各保育所等へお問い合わせください。

保育を利用できるのは、保育の必要量の認定を受けた保育標準時間・保育短時間の時間帯の範囲となります。なお、保育標準時間については、保育の必要のある時間のみ利用となります。利用できる保育時間については、入所決定後、保育所等と相談のうえ決定されます。

また、標準時間認定の方で、18時以降（最長20時まで）も保育が必要な場合は、延長保育を利用することができます（ただし、京都先端科学大学附属みどりの丘保育園では実施していません）。

施設種別	内 容	運営主体	施設名
保 育 所	0歳児から小学校就学前の乳幼児を保育する認可保育施設	大山崎町	大山崎町立大山崎町保育所 大山崎町立第2保育所 大山崎町立第3保育所
		社会福祉法人 端山園	大山崎さくらの里保育園
小 規 模 保育施設 (※)	0歳児から2歳児を対象とした定員6人以上19人以下の認可保育施設	学校法人 永守学園	京都先端科学大学附属 みどりの丘保育園
		社会福祉法人 物集女福祉会	ひかり保育園大山崎町

※ 3歳児以降も保育の継続を希望される場合は、原則保育所へ転園していただくことになります（新たに入所申込をしていただく必要はありません）。

(1) 保育所

【公立】大山崎町立大山崎町保育所

所 在 地	大山崎町字大山崎小字堀尻15番地
電 話 番 号	075-956-3397
対 象 児 童	0歳児（生後6ヵ月）～就学前
利 用 時 間	7時～19時（18時～19時は延長保育） うち標準時間：7時～18時／短時間：8時30分～16時30分
内 容 等	天王山の麓にある当園は、環境や自然を生かし、心と身体を育む保育を目指しています。 保育目標は、▽物事をよく見て、よく聞き、よく考え意欲的に行動する子ども▽友達の中にいることを喜び、友達を大切にする子ども▽大山崎の自然、文化の中で豊かに育ち、心を動かし表現できる子ども 以上を掲げて、保育を子どもたちと共ににつくりあげていきます。

【公立】大山崎町立第2保育所

所在地	大山崎町字円明寺小字鳥居前17番地
電話番号	075-957-1120
対象児童	0歳児（生後6ヵ月）～就学前
利用時間	7時～19時（18時～19時は延長保育） うち標準時間：7時～18時／短時間：8時30分～16時30分
内容等	水と緑豊かな自然に囲まれ、夏の暑い時期も山風が園を通り抜けます。子どもたちの健やかな成長を願い、リズム運動で楽しく全身を動かし、園外保育で自然に触れ感性を育てています。 保育目標は、▽物事をよく見て、よく聞き、よく考え意欲的に行動する子ども▽友だちの中にいることを喜び、友だちを大切にする子ども▽大山崎の自然、文化の中で豊かに育ち、心を動かし表現できる子ども 以上を掲げて、保育を子どもたちと共に作りあげていきます。

【公立】大山崎町立第3保育所

所在地	大山崎町字円明寺小字松田45番地
電話番号	075-957-6091
対象児童	0歳児（生後6ヵ月）～就学前
利用時間	7時～19時（18時～19時は延長保育） うち標準時間：7時～18時／短時間：8時30分～16時30分
内容等	園庭から天王山の山並みが一望でき、四季の彩りを楽しむことができます。散歩とリズム運動で心と身体づくりをしています。 保育の目標は、▽物事をよく見て、よく聞き、よく考え意欲的に行動する子ども▽友だちの中にいることを喜び、友だちを大切にする子ども▽大山崎の自然、文化の中で豊かに育ち、心を動かし表現できる子ども 以上を掲げて、保育を子どもたちと共に作りあげていきます。

【私立】大山崎さくらの里保育園

所在地	大山崎町字円明寺小字西法寺25番地6、7
電話番号	075-953-8702
対象児童	生後57日～就学前
利用時間	7時～20時（18時～20時は延長保育） うち標準時間：7時～18時／短時間：8時30分～16時30分
内容等	子どもの年齢に応じた健やかな育ちができるよう、望ましい保育環境を整え、人格形成をしていく乳幼児期に様々な多くの経験することで「豊かな感性と生きる力」を育てていきます。また、五感を使った本物体験を大切に、子ども達の感性を豊かにし、素直に感動できる心、自ら吸収して学ぶ意欲、知的創造に富んだ子どもらしさ、丈夫な体を育てます。アクティブラーニング（主体的・対話的な学び）を通して自分の思いや考えを表現し、伝え合い、計画し、実際に子ども達の意見も取り入れて、園外保育や保育の中で実現していきます。プログラミング学習を通してグループでコミュニケーションをとりながら、友だちと力を合わせて情報収集や問題解決が出来るチームワーク力、創造力など、ICT活用力を育てます。週に1度ある体操教室では「器械体操」や「スポーツチャンバラ」を通し①体全体の基礎的な体力を養う②豊かな情操③思考力の芽生えを養い、表現活動を通して創造性を豊かにする事を目的に行っています。自然豊かな場所で子ども達が過ごせる様に、園庭にはビオトープも設置しています。

(2) 小規模保育施設

小規模保育施設入所後3歳児到達により卒園される場合について、それ以後の保育継続を希望される方は、原則保育所へ転園していただくことになります。翌年4月に向けた保育所継続入所申込の際に書面で提出してください。

【私立】京都先端科学大学附属みどりの丘保育園

所在地	大山崎町字円明寺小字殿山1番地5
電話番号	075-957-3009
対象児童	1歳児～2歳児
利用時間	7時30分～18時30分 うち標準時間：7時30分～18時30分 短時間：8時30分～16時30分
内容等	少人数保育の特色を活かして、お子様お一人おひとりとの関わりを大切に、安全かつ安心で愛情豊かな保育を実践しています。 当園では、連絡アプリを活用してお子様の日頃の園での様子をお伝えし、保育士と保護者の方とのコミュニケーションを大切にし、お子様の成長をともに喜んでいます。 また、幼稚園併設の広い園庭や自然豊かな環境の中でのびのびと遊び、管理栄養士による食育を通して、子どもたちの豊かな感性と健全な体を育てています。

【私立】ひかり保育園大山崎町

所在地	大山崎町字大山崎小字西谷2番地10
電話番号	075-959-7070
対象児童	0歳児（生後6ヵ月）～2歳児
利用時間	7時～19時（18時～19時は延長保育） うち標準時間：7時～18時／短時間：8時30分～16時30分
内容等	“安心できる温かい暮らし ひとりひとりを大切に！”を法人理念として運営しています。園児が安心して過ごせるよう安全に配慮します。 また、“いのち”の尊さを学べるカリキュラムを実施します。 造形、絵画、製作やリズム遊び、散歩を日々取り入れ、五感を育む保育を行っています。また、異年齢交流を図り、丁寧な保育を大切にしています。さらに、「食べたものでその人が作られている」という考えのもと、できるだけ国産を使用し、アレルギー・宗教等による除去食の提供をいたします。

7. 保育料、副食費等必要となる費用について

(1) 保育料・副食費等について

	保育料	副食費	主食費
0～2 歳児	保育料徴収基準額表を参照 非課税世帯については、 免除(※1)	保育料に含まれる	保育料に含まれる
3～5 歳児	保育料無償化のため免除	町立 4,500 円 さくら 4,700 円(※2)	町立 1,000 円 さくら 3,000 円(※3)

※1 保育料徴収基準額表の備考のとおり、階層区分、世帯構成によっては、減免、免除される場合があります。

※2 次のア～ウのいずれかに該当する場合は、副食費を免除します。

ア. 同一世帯内の小学校就学前の子どもで第3子以降

イ. 保育料徴収基準表のC、D1階層及びD階層中の町民税所得割額 57,700 円未満に属する世帯、または 77,101 円未満に属する「ひとり親世帯」もしくは「在宅障がい児（者）がいる世帯」

ウ. 同一世帯に子ども（18歳になる日以後最初の3月末までの間にある者に限る）が3人以上いる場合で、上記のイを除く保育料徴収基準表のD2～D9階層に属する世帯の第3子以降

※3 主食費は減免、免除はありません。

※4 保育料、副食費等については、日割はありません。月額のみです。

なお、令和9年度大山崎町保育料徴収基準額表は、現時点で決定していないため、参考までに、9. 令和8年度大山崎町保育料徴収基準額表（13ページ参照）をご覧ください。

(2) 延長保育料について

①利用できる保育所等

「京都先端科学大学附属みどりの丘保育園」以外の各保育所等で実施しています。

実施時間は各保育所等により異なります。7～9ページをご参照ください。

②利用料について

無償化の対象外であるため、延長保育料として料金をご負担いただく必要があります。利用料金については、各保育所等にお問い合わせください。

(3) 保育料等の算定方法について

保育料は、児童の保護者（保護者の収入が少ない場合（生活保護費相当額未満の収入）は、同居扶養義務者を含む）の市町村民税額（所得割）の合計等によって算定します。なお、市町村民税額（所得割）の算定については、寄附金控除・配当控除・外国税額控除・住宅借入金（取得）等特別控除等の税額控除は適用せず、控除前の税額により算定します。

※大山崎町に市町村民税の情報が無い場合の取扱い（転入や所得の申告をされていない場合）

保育料の算定基準となる市町村民税は、毎年1月1日の居住地である市町村で課税されるため、転入日により大山崎町に市町村民税の情報が無い場合があります。この場合、大山崎町に転入する前の市町村で市町村民税が課税されている方は、マイナンバーを利用して行政機関との情報連携により税情報を確認しますので課税証明書の提出は原則不要です。

ただし、税情報が確認できない場合、課税証明書の提出を求めることがあります。転入以外にも、所得の申告をされていない場合等、税情報が確認できない場合も同様です。

※保育料等の軽減制度について

町では、多子世帯やひとり親世帯、障がい児（者）がいる世帯への保育料の負担軽減を行っています。それぞれの負担軽減の内容は、13ページに掲載している「9. 令和8年度大山崎町保育料徴収基準額表」をご覧ください（今後変更する場合があります）。

なお、同一世帯に、障害者手帳等の交付を受けている方、障害基礎年金を受給している方がいる場合は、手帳や証明できる書類の写しを提出してください。

(4) 保育料等の階層変更について（年度途中で保育料の増減が生じる場合があります）

保育料等は、毎年8月までが前年度市町村民税額、9月以降が当年度市町村民税額をもとに決定します。令和8年度市町村民税額と令和9年度市町村民税額が、階層の区分を超えて税額が変わる方は、増減に応じて9月以降の保育料が増減することになります。

時 期	保育料算定基礎となる市町村民税の年度
令和9年4月～ 令和9年8月まで	前年度（令和8年度）の市町村民税額に基づいて算定
令和9年9月～ 令和10年3月まで	当年度（令和9年度）の市町村民税額に基づいて算定

(5) 保育料等の決定及び納付について

①保育料等の額等の決定通知について

町から郵送にて通知します。（4月と9月の年2回）

②保育料の納付方法について

施設種別	納付方法
保育所	町から納付方法をお知らせします。 町へ口座振替により納付していただきます。
小規模保育施設	小規模保育施設から納付方法をお知らせします。 小規模保育施設に直接納付していただきます。

なお、町立保育所に入所している児童については、保育料と合わせて延長保育料を納付していただきます。町立保育所以外の保育所等につきましては、保育所等から納付方法をお知らせします。

③給食費（副食費・主食費）の納付方法について

施設種別	納付方法
町立保育所	町から納付方法をお知らせします。 町へ口座振替により納付していただきます。
大山崎さくらの里保育園	大山崎さくらの里保育園から納付方法をお知らせします。 大山崎さくらの里保育園に直接納付していただきます。

保育料等は、保育所運営の貴重な財源ですので、必ず期限までに納付してください。

保育料等を滞納すると、他の方との公平性が失われるだけでなく、保育現場に大きな影響を与え、現在の保育サービスが維持できなくなる恐れがあります。保育料等の納付がされない場合、保育所等からの納付指導、自宅・勤務先等への電話催告・訪問徴収のほか、地方税の滞納処分の例により、給与等の差押の滞納処分を行うことがあります。

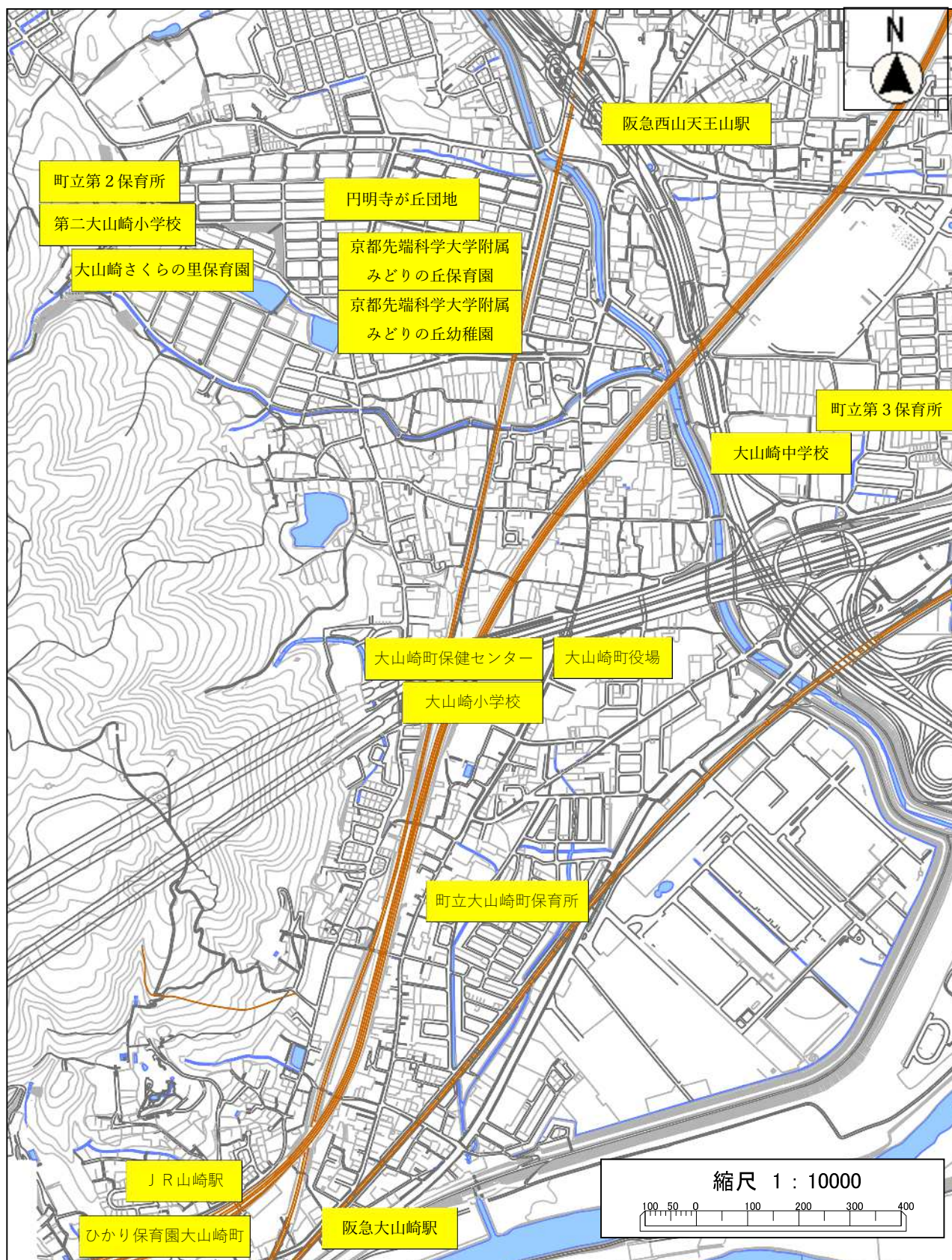
また、保育料等を完納するまでは、未納額と未納となっている日数に応じ、一定の割合で算出した延滞金が課せられ、完納までの日数が増えるごとに、延滞金の金額及び負担が大きくなります。

特別な事情により納付が困難な場合は、福祉課までご相談ください。

(6) 行事費や通園送迎費等について

各保育所等によって、実費徴収されている費用（行事費や通園送迎費等）があります。詳細は、各保育所等へお問い合わせください。

8. 町内の保育所・小規模保育施設の所在地



9. 令和8年度 大山崎町保育料徴収基準額表

※ 令和9年度の保育料徴収基準額表は、現時点で決定していません。今後改定を行う場合があります。

入所子どもの属する世帯の階層区分				徴収基準額（月額）	
階層区分		年齢区分		3歳未満児	
		保育時間認定区分		標準時間	短時間
A		生活保護世帯（単給世帯を含む）		0円	0円
B		町民税非課税世帯		0円	0円
C		町民税均等割のみ課税世帯		8,100円	7,600円
D	1	町民税所得割額	48,600円未満	12,900円	12,300円
	2		48,600円以上 60,600円未満	16,400円	15,600円
	3		60,600円以上 72,600円未満	19,800円	18,900円
	4		72,600円以上 84,600円未満	23,300円	22,200円
	5		84,600円以上 97,000円未満	27,000円	25,700円
	6		97,000円以上 115,000円未満	32,400円	30,800円
	7		115,000円以上 133,000円未満	37,800円	36,000円
	8		133,000円以上 151,000円未満	43,200円	41,200円
	9		151,000円以上 169,000円未満	44,500円	43,900円
	10		169,000円以上 224,500円未満	52,900円	50,400円
	11		224,500円以上 301,000円未満	61,000円	56,700円
	12		301,000円以上	71,000円	66,900円

備 考

1. 階層区分については、教育・保育給付認定子どもと同一世帯に属して生計を一にしている保護者及びその配偶者並びにそれ以外の扶養義務者（その者が家計の主宰者である場合に限る。）の町民税額を基準として決定します。
2. 4月から8月までは前年度町民税額を、9月から3月までは現年度町民税額を基準として決定します。
3. 町民税所得割額の算出については、寄附金控除・配当控除・外国税額控除・住宅借入金（取得）等特別控除・耐震改修控除・特定改修控除・長期優良住宅控除は、控除前の税額により算定します。
4. 年齢区分については、4月1日時点の満年齢（クラス年齢）により区分します。
5. 3歳児以上の徴収基準額は0円になります。
6. ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯の場合で、C階層及びD1階層に属する場合は徴収基準額から1,000円を差し引いた額とします。
7. ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯のうち、C階層及びD階層中の町民税所得割額77,101円未満に属する世帯の第1子の徴収基準額は半額（国が定める基準額を超える場合は基準額）とし、第2子以降の徴収基準額は0円とします。
8. 同一世帯で2人以上の小学校就学前の子どもが保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、情緒障害児短期治療施設通所部及び居宅訪問型児童発達支援を利用している場合の2人目の徴収基準額は半額とし、3人目以降の徴収基準額は0円とします。
9. 同一世帯に子ども（18歳になる日以後最初の3月末までの間にある者に限る）が3人以上いる場合で、C階層及びD9階層以下に属する世帯の3人目以降の徴収基準額は0円とします。
10. 同一世帯で子ども（年齢制限なし）が2人以上いる場合で、C階層及びD階層中の町民税所得割額57,700円未満に属する世帯の第2子の徴収基準額は半額とし、第3子以降の徴収基準額は0円とします。

延長保育料徴収基準額表（町立保育所 ※町立保育所以外は各施設で確認ください）

階層区分	1ヶ月を単位とする利用の場合の基準額（月額）	1日を単位とする利用の場合の基準額（日額）
A階層・B階層	0円	0円
C階層・D階層	2,500円	200円

※基準額表は、年度により改定される場合があります。

10. 大山崎町病児・病後児保育事業について

町では、乳幼児及び児童が病気またはケガや病気の回復期で、まだ保育所や小学校などに通えない期間、保護者が仕事など家庭で保育できない場合に、専用の保育室で保育を行う「病児・病後児保育事業」を実施しています。

利用にあたっては、事前に利用登録が必要になります。

1. 対象

次のすべての要件にあてはまる乳幼児及び児童

- (1) 大山崎町内に住所を有すること。
- (2) 生後6ヶ月以上の乳幼児及び小学校に就学している児童であること。
- (3) 病気の回復期に至らない者及び病気の回復期にある者であって、医師の判断により事業の対象とすることが可能と認められること。
- (4) 保護者が就労、傷病、入院、出産、家族の介護又は看護、冠婚葬祭その他社会的にやむを得ない事情により、家庭で保育することが困難であること。

※次のいずれかの要件にあてはまる場合は、利用できません。

- ①入院治療が必要な場合
- ②はしか、流行性角結膜炎、しらみ、下痢・おう吐・ぜんそくの症状がきつい場合

2. 場所

ひかり保育園大山崎町病児保育室（運営主体：社会福祉法人物集女福祉会）

住所：大山崎町字大山崎小字西谷2番地10（JR山崎駅自転車等駐車場横）

TEL：075-959-7070

3. 定員

おおむね5名（病名により、受け入れ人数は異なります）

4. 利用時間・申込受付時間

月～土曜日（祝日を除く） 8時～18時

5. 休所日

日曜日・祝日・年末年始期間（12月29日～1月3日）・お盆休み（別途お知らせします）

6. 利用料など

- (1) 利用料：2,000円／日

※生活保護世帯及び町民税非課税世帯は利用料全額免除になります

- (2) おむつ代：50円／枚 ※必要な者のみ

- (3) タクシー費用や医療機関の受診に係る費用 ※送迎サービス利用者のみ

7. 利用方法

- (1) 利用される前日までに利用登録票に必要事項を記入し、ひかり保育園大山崎町病児保育室へ提出してください。

※利用登録票の配布は、役場福祉課（7番窓口）、ひかり保育園大山崎町病児保育室で行っています。

※利用登録票は年度毎に提出が必要です。

- (2) 利用するまでに医療機関に受診し、連絡票に入院の必要性がない旨の確認を受けてください。

※医療機関によっては、連絡票の記入に文書料が発生する場合があります。

- (3) 利用する日の前日に、ひかり保育園大山崎町病児保育室へ電話で申込してください。連絡票に記載されている病名をお伝えください。



- ※1日ずつの申込みとなります。
- ※定員に余裕があれば、利用する当日の申込も可能です。
- ※休所日の次の日に関しては、当日のみの申込となります。
- (4) 利用する当日に申込書に連絡票・病状チェックシートを添付し、ひかり保育園大山崎町病児保育室へ提出してください。
- ※利用の際に必要な持ち物については、施設に直接確認ください。

8. 送迎サービス

町内の保育園・小学校に登園・登校中のお子様に急な発熱などが生じた場合、保護者の依頼により代わりに迎えへ行き、医療機関を受診した後に、保育を行うこともできます。詳細については、施設に直接確認ください。

※お迎え依頼用の利用登録が別途必要になります。

※お迎えに使用するタクシー費用や医療機関の受診に係る費用は、利用料とは別途必要になります。

※当日の施設の利用状況や児童の症状などにより、お迎えをお断りする場合があります。

※医療機関が休診・診療時間外の場合は、利用できません。

※医療機関の受診結果により、保育を行うことができない場合も利用料が発生します。

また、その場合は保護者へ連絡しますので、施設まで速やかにお迎えに来ていただきます。